

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」で管理することが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)によって義務付けられております。排出事業者は、必要事項を正しく記載したマニフェストを交付して最終処分終了までをマニフェストで確認することが必要です。また、収集運搬業者も処分業者も、排出事業者が交付したマニフェストに必要事項を正しく記入し、これらを遅滞なく回付して適正処理に努めなければなりません。

当協会各支部(全12支部)で、建設九団体副産物対策協議会が発行する「建設系廃棄物マニフェスト」及び処理委託契約書等の販売を行っております。

～建設系マニフェスト関連～

用紙名	価格(税込)	備考
建設系廃棄物マニフェスト(単票・手書き用)	2,500 円	小箱 100 部
建設系廃棄物マニフェスト(単票・手書き用)	12,500 円	大箱 500 部
建設系廃棄物マニフェスト(連帳・プリンター用)	12,500 円	大箱 500 部

用紙名	価格(税込)	備考
建設系廃棄物マニフェストのしくみ	170 円	1 冊
建設廃棄物処理委託契約書	1,000 円	50 枚
建設廃棄物処理委託契約書記入例	600 円	1 冊

☆ 販 売 先 当協会県内全12支部

販売窓口 (支部名)	住 所	電 話
前 橋	371-0846 前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館4階	027-252-3051
高 崎	370-0811 高崎市相生町53番地	027-326-7291
桐 生	376-0011 桐生市相生町2-376-19	0277-53-3637
伊勢崎	372-0013 伊勢崎市上植木本町2731-4	0270-25-1793
太 田	373-0032 太田市新野町1118-1	0276-32-3808
渋 川	377-0045 渋川市渋川2281番地	0279-22-0776
沼 田	378-0042 沼田市西倉内町654番地	0278-22-3695
藤 岡	375-0024 藤岡市藤岡1656番地	0274-22-0204
安 中	379-0116 安中市安中3-25-7	027-381-0633
吾 妻	377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町793番地	0279-75-5240
富 岡	370-2454 富岡市田島348番地3号	0274-63-0729
館 林	374-0043 館林市苗木町2618-18	0276-73-7939

注) 伊勢崎、太田、沼田、安中、吾妻支部は建設系廃棄物マニフェスト(単票・連帳)のみ販売。
他支部における取扱諸用紙については、お問い合わせください。

【お問合せ先】 社団法人群馬県建設業協会 前橋市元総社町二丁目5番地3
TEL 027-252-1666 FAX 027-252-1993